

『金融研究』（第12巻第2号）所収論文の紹介

日本銀行金融研究所では、その研究成果を広く外部に公表することを狙いとして、『金融研究』を発行している。以下は、第12巻第2号（平成5年6月発行）所収論文の概要を紹介したものである。

定額郵便貯金の実質価値について

鎌田康一郎

近年、定額郵便貯金については、その採算性、民間預金商品との競合性、郵貯シフトのマネーサプライへの影響と実体経済に与えるインパクト等、幅広い観点から議論が行われている。しかし、このうち競合性の問題については、数量的な検証はいまだ不十分で、大方の議論は極めて抽象的なレベルにとどまっている。

定額郵貯の競合性について定量的な分析が不十分であった背景のひとつは、その商品性におけるオプション的性格がほかの預金商品との比較を困難にしていたことである。すなわち、定額郵貯は、半年の据置期間経過後はペナルティなしに解約できるため、競合性の比較にあたっては、そうした解約料（オプション価値）を含めた実質価値の推計が必要となる。しかも、定額郵貯は規制金利商品であるため、標準的なオプション価格モデルを直接適用できないといった問題も存在する。本論文は、定額郵貯と期日指定定期の競合性に関して、上記のような2つの特性を明示的に織り込んだ実質価値の推計スキームを提示し、これを実際のデータに当てはめることによって、その競合性を定量的に分析することを目的としている。

実際の分析結果からは、①オプション価値に相当する定額郵貯の解約料は、預金保有期間が長くなるほど増加すること、②期日指定定期の実質価値との比較では、預金保有期間が長いほど、また、口座開設時の金利水準が高いほど定額郵貯が有利になること、等の結論が得られている。

担保法制の理論的構造と現代的課題

神田秀樹

本論文は、わが国の担保法制の背後にある理論的な考え方を整理するとともに、今日の経済実体

に即した担保法制のあり方について、いくつかの提言を行っている。

現行の担保法制は、担保対象の「個別列挙性」、「公示性」、「特定性」等の各種の条件・機能をワンセットにした「典型担保」のメニューをそろえるという構造となっている。一方、担保設定者にとっては、「責任財産の分離」と「優先権」とを法律上有効に取得することが重要であり、実務上の「担保」へのニーズは、法律上の「担保」概念とは必ずしも一致しない。このため不可避的に生じる両者間の齟齬は、従来から「譲渡担保」等の法解釈により解決が図られてきた。

しかしながら、経済活動の複雑化のなかで、担保対象となりうるもの変容と多様化という現象がみられており、今後、担保取引の有する各機能の「アンバンドリング」がさらに進むことが予想される。したがって、今後の担保法制のあり方としては、各機能をワンセットにした担保権のメニューを用意するのではなく、むしろ、「責任財産の分離」や「優先権」等の、担保取引の各機能に則したルールを設けておく方が望ましいとも考えられ、このような観点から担保法制や債権管理のあり方を再検討する必要があるのではないかとの問題提起を行っている。

金融機関の法的責任論の新展開

斎藤 治

近年、米国では、資金の貸し手である金融機関が借り手である顧客や企業から訴えられるという融資者責任（lender liability）訴訟が多発しており、これに伴い、金融機関の法的責任・義務を改めて問い直す研究が盛んに行われている。一方、わが国においても、金融自由化・国際化の進展や金融業務の多様化・複雑化に伴って、金融機関の法的責任・義務に

についてさまざまな法解釈論が展開されている。

本論文では、米国における金融機関の法的責任をめぐる最近の議論等を簡単に整理・紹介したうえで、近年わが国の金融機関に求められるようになってきた新しいタイプの法的責任・義務の範囲や根拠およびその内容等について検討を加えている。具体的には、一般法上の責任・義務として、①融資実行義務、②担保適正評価義務、③説明義務、④忠実義務・信任義務、⑤ネットワーク責任などを取り上げるほか、特別法上の責任・義務として、①マネーロンダリング規制等にかかる義務、②独占禁止法上の責任・義務を取り上げている。

また、わが国において金融機関の法的責任・義務が近年改めて問われるようになってきた背景や今後の金融機関の取り組み方等についてひとつの見方を提示している。

江戸期小判の品位をめぐる問題と非破壊分析結果について

上田 道男

江戸時代の代表的金貨である小判は、幕府の財政事情などからしばしば改鑄され、これに伴ってその品位（小判の重量に占める金の割合）は大きく変動した。こうした品位については、江戸期の古文書や明治期の分析データが残されているものの、幕府自身は一切公表していないことから、なお未解明の問題が少なくない。本論文は金融研究所所蔵の江戸期小判について、国立歴史民俗博物館と共同して行った非破壊分析（小判を溶かしたり切断することなく、外部から電子線等を照射して成分分析を行う新しい手法）の結果を示し、品位をめぐる問題点について考察を加えたものである。なお、小判を対象とした本格的な非破壊分析はこれまでに例がない。

今回の分析によって明らかとなったのは次の諸点である。①江戸期小判の品位は種類によってかなり異なるが、同一種類の中での品位のバラツキは小さく、当時の鋳造技術の水準の高さがうかが

われる。また品位に関する古文書の記述や明治期の分析データは概ね妥当であることが確認できた。②江戸期小判のうち「正徳小判」と「享保小判」は外觀が酷似しており、その判別には従来決め手を欠いていたが、今回の品位分析を通じて、表面の極印を手がかりとした判別法が有効であることが判明した。③江戸期小判には「色揚げ」と称する表面処理がほどこされているが、一部の小判について表層の金濃度の変化などこれまで知られていなかった「色揚げ」の実態が明らかになった。

[研究ノート] 家計貯蓄率動向の謎

植田和男・大野正智

近年、日本の家計貯蓄率の動向とその影響に関する議論が活発に行われているが、本論文では、日本の家計貯蓄率に関する代表的統計であるSNAベースの国民経済計算のデータと、総務庁の家計調査等の世帯調査結果の乖離が、どのような要因で発生しているかを検討している。

すなわち、最近の家計調査貯蓄率とSNA貯蓄率を比較すると、両者の水準には大きな開きがあり、また、1980年代中盤以降、前者は上昇、後者は低下トレンドを示している。こうした統計上の相違は、日本の貯蓄率の実態を把握するうえで、深刻な問題となっている。本論文では両統計の特性を整理したうえで、①考えられる乖離の原因のうち、貯蓄率の定義の違いについて修正したとしても、依然として水準・トレンドの相違は解消されないこと、また、②世帯調査の対象外世帯の貯蓄率については、世帯調査の対象世帯とは異なり大きく低下したとの仮説は現実的でないこと、したがって、③どちらかあるいは双方の統計に、データの収集上の問題が存在する可能性が高いこと、等の点を指摘している。本論文の結果を踏まえると、具体的には、耐久消費財・サービス等の消費のとらえ方、個人企業営業所得の捕そく状況、家計部門土地売却動向の把握等の再検討が今後の課題となろう。

- ・『金融研究』所収論文の内容や意見は執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。
- ・『金融研究』（第12巻第2号）は日本信用調査株式会社より販売、定価1,030円。